

男鹿市告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号に基づき、公示する。

令和5年12月18日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人鹿嶋医院	デイサービスお達者倶楽部 男鹿市北浦北浦表町字表町 52番地2	令和5年12月11日	認知症対応型通所介護
		廃止年月日	
		令和5年12月14日	介護予防認知症対応型通所介護